

岐阜市

▶▶ 要旨・ポイント

平成22年に発生した公務上死亡災害を教訓に、「岐阜市職員安全衛生管理規程」が全面改正され、法令よりも充実した安全衛生管理体制が構築されました。改正前の公務災害、メンタルヘルス不調による長期病休者率は、地方公共団体の全国平均並みでしたが、平成25年度以降継続してそれを下回っています。

▶▶ 岐阜市の「安全衛生管理体制」の特徴的な取り組み

第一に、法令にはない、「統括管理者」を設置していることが挙げられます。この「統括管理者」は、市役所全体における職員の安全と健康を確保する責任者としての重要な役割を果たします。

二つ目には、これも法令にはない、「職場健康推進員」の設置です。この「職場健康推進員」は、安全衛生推進者を置かない10人以下の職場ごとに配置されているものです。

三つ目も法令にないものですが、職員への健康支援を担当する「保健師」が4名配置されていることです。「保健師」は岐阜市職員安全衛生管理規程では衛生管理者としての位置づけですが、その活動内容から見ると、看護専門職としての活動が基本となっています。

▶▶ 安全衛生に係る人材の選任状況とその役割

「岐阜市職員安全衛生管理規程」第6条に統括管理者の選任・職位(立場)・役割が示され、第7条―第13条に、事業区分ごとに、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、健康管理医(産業医)、作業主任者、安全衛生推進者、職場健康推進員についての選任・職位(立場)・役割が明示されています。

統括管理者は、市長直轄の行政部長職にある人がその役を担い、7名の総括安全衛生管理者相互間の連絡および調整を行うこと、職員の健康管理の状況を把握し統計を作成することを任務としており、岐阜市全体の安全衛生管理を統括する役割として重要な位置づけを持っています。

総括安全衛生管理者は7つの事業区分ごとに置かれ、庁舎では行政部長、鵜飼観覧船事務所ではぎふ魅力づくり推進部長、清掃事業所では環境部長といったように、部長クラスの責任者がその役を担っています。安全管理者は3つの事業区分、衛生管理者と健康管理医(産業医)は11事業区分ごとに必要な人数が配置されています。

労働安全衛生法に則って、50人以上の事業場には安全管理者・衛生管理者が、10人以上50人未満の事業場には安全

衛生推進者が選任されていますが、すべての職員への安全衛生が行き渡ることを目指して、岐阜市では10人未満のところには、職場健康推進員が配置されています。職場健康推進員は所属長を補佐し、健康の増進ならびに安全衛生に関する知識の普及および向上に関する業務を行います。これらの人々の活動ならびに安全衛生推進員の第一線での地道な活動が、岐阜市の安全衛生活動の大きな推進力になっています。

安全衛生活動の核となる職域保健師の活躍

現在の法令では、職域保健師は衛生管理者として機能することが求められています。そのため、「岐阜市職員安全衛生管理規程」でも職域保健師に関する規定はなく、衛生管理者についての規定に則った活動が行われています。つまり、①健康に異常のある者の発見及び処置に関すること、②作業環境の衛生上の調査に関すること、③作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること、④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること、⑤衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること、⑥職員の負傷及び疾病並びにこれらによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること、⑦当該事業の職員が行う作業が他の事業の職員が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置に関すること、⑧衛生日誌の作成等、職務上の記録の整備に関することが求められています。

当然のことながら、4名の職域保健師は、これらの業務は実施していますが、岐阜市での重要な健康課題である、メンタルヘルス対策や生活習慣病対策の推進、安全管理対策の実施などに対応するために、看護専門職としてきめ細やかな活動も行っています。さらには健康管理医(産業医)をはじめ、さまざまな専門職、職員厚生課の事務職・ラインの管理者、安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者・職場健康推進員と協働し、年度ごとの健康管理事業実施方針を定め、その評価、そして改善といった、PDCAサイクルを回しての堅実な活動を行っています。特に、メンタルヘルスに関する職域保健師による健康相談は、利用者が多く令和3年度には783件といった状況でした。

充実した岐阜市職員安全衛生管理規程

安全衛生を推進し、その意識や文化を発展させるためには、職員の安全衛生管理規程が重要です。岐阜市の規程は7章で構成されており、緻密でわかりやすい内容です。

- 第1章 総則(目的、定義、所属長の責務、職員の責務)
- 第2章 安全衛生管理体制(安全衛生管理体制、統括管理者、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、健

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

<https://www.city.gifu.lg.jp/>

●人口 402,400人 (R5.1.1現在)

●世帯数 185,060世帯

●職員数 4,182人 (R4.4.1現在)

内訳	一般行政	1,910人
	教育	325人
	消防	652人
	公営企業	1,295人

- 健康管理医、作業主任者、安全衛生推進者、職場健康推進員、任期)
- 第3章 衛生委員会及び安全衛生委員会(設置、所掌事項、委員会の構成、任期、委員長、会議、庶務、委任、単位の委員会)
- 第4章 安全衛生管理(危険又は健康障害を防止するための措置、機械等及び有害物に関する規制、安全衛生教育、危害を生じるおそれの高い業務の従事者、職場環境の整備)
- 第5章 健康管理(健康診断の実施、採用時の健康診断、健康診断結果の報告等、健康診断結果等の判定及び事後措置、面接指導、面接指導の結果及び事後措置、面接指導の結果に係る記録の作成及び保存、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施、検査結果の通知等、面接指導の実施、準用、疾病の報告等、休養の必要な職員の義務、健康診断書等の記録、復職等の手続き)
- 第6章 職員保健審査会(設置、所掌事項、組織、委員の任期、会議、庶務、再審査等の申請)
- 第7章 雑則(行政委員会等の職員への準用、その他)

びに過去のデータをもとに次年度の事業計画が立てられています。ここには令和3年度の結果をもとに作成された令和4年度の事業実施方針を以下に紹介します。

事業目的: 身体的・精神的・社会的に健康で安心して働ける環境づくり

重点項目:

(1)メンタルヘルス対策の推進

ストレスチェック、新任昇格者へのグループミーティング、ラインケアの充実(全課長への研修)、職場環境改善検討会の活用などを行い、心の健康増進を図り、明るく活力に満ちた職場づくりを推進し、長期病休者の減少を目指す。

(2)生活習慣病予防対策の推進

健康管理医、保健師による健康診断事後指導対象者への面接指導(重症化の防止に着目した面接指導、精密検査未受診者の把握及び受診勧奨)を行い、職員が自らの健康状態を把握し、生活習慣病の予防及び重症化の防止を図る。

(3)安全管理対策の実施

安全衛生委員会の実施、5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)の推進により、職場の安全管理意識の向上を目指す。

安全衛生に係る選任された人材の活動状況

岐阜市の特徴的な取り組みとして設置されている統括管理者は、さまざまな事業区分ごとに行われている安全衛生活動を岐阜市全体として統括する大切な役割を担います。多忙な行政部長があて職としてその任を担っていますので、行政部に属する職員厚生課が、全面的にサポートをしています。

総括安全衛生管理者はあて職であり、研修受講が必須である安全管理者、資格が必要である衛生管理者などの持つ知識・技術を活用し任に当たることになります。

55名の安全衛生推進者と146名の職場健康推進員は、現場の第一線で、所属長とともに活発な安全衛生活動を行っており、岐阜市の安全衛生活動の推進に大きく貢献しています。

健康管理医(産業医)は基本的には医師会からの推薦を得た開業医7名と市民病院からの2名の計9名体制ですが、職域保健師との緊密な連携のもと、安全衛生管理規程に則った多くの職務を行っています。

安全衛生に関する取組状況・人材の活用状況は、さまざまであり、十分にできている部局もあります。他部局の取り組みを知る機会を計画的に作ることで、優れた取り組みを波及させる、モチベーションアップさせる、新たな課題に気づくなど人材育成効果が得られると思われます。

岐阜市における 令和4年度 健康管理事業実施方針

岐阜市では前年度の健康管理事業を総括し、その結果なら

ちなみに、事業の実施結果についてその効果を示します。

(1)メンタルヘルス対策の推進

岐阜市における「メンタルヘルス不調による長期病休者」の割合は、令和元年度が1.10(1.64)、令和2年度が1.42(1.71)であり、()内に示した地方公共団体全国平均に比較して低い状況です。

(2)作業関連疾患(生活習慣病)予防対策の推進

生活習慣病の予防及び重症化の防止を図るための精密検査受診率の向上について、令和元年度には63.1%であったものが、令和2年度には65.1%、令和3年度には64.2%となっています。これは健康管理医ならびに保健師による面接指導に加えて、所属長に協力を得て早期の受診を呼びかけていることが功を奏しているとのこと。

岐阜市職員心の健康づくり計画及び ストレスチェック基本方針

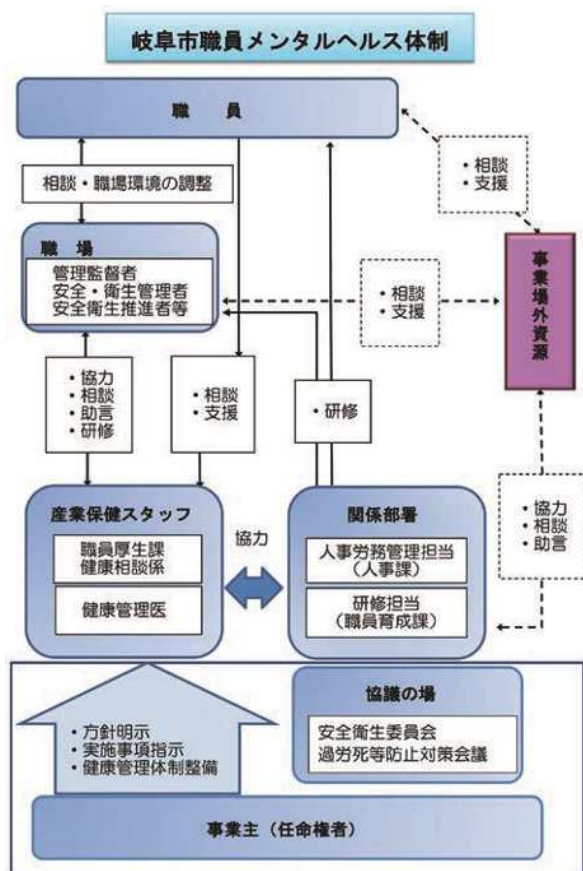
平成31年3月(令和2年12月改定)

岐阜市では、岐阜市職員の心の健康づくり計画及びストレスチェックの基本方針を策定しています。計画は7章で構成されており、その中で、「計画の基本方針」として「心の健康の保持増進を図ることは、質の高い行政サービスを提供するとともに、市の健全な発展といった観点からも重要であるため、以下の取り組みを積極的に推進する」とされています。

岐阜市職員心の健康づくり基本方針

- 1 メンタルヘルス対策に積極的に取り組み、心身ともに健康で働きやすい職場の環境作りを推進します。
- 2 すべての職員が自身のストレスに適正に対処し、自らの健康づくりに取り組むことができるよう、教育・研修及び情報提供を行い、メンタルヘルスに関する意識向上を図ります。
- 3 ストレスチェック制度を活用した職場環境改善等に取り組むことにより、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」に努めます。
- 4 「二次予防」としてメンタルヘルス不調となった職員の早期発見に努めるとともに、適切に必要な支援を講じます。
- 5 「第三次予防」として、病気休暇及び病気休職等により療養している職員に対し、円滑な職場復帰を図るとともに、再発防止に取り組めます。
- 6 メンタルヘルスに関する個人情報については、法令等を遵守し、適正に取り扱います。

また、メンタルヘルス体制を図式化し、職員、管理監督者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、職場健康推進員、産業保健スタッフ、人事事務担当者、専門機関、安全衛生委員会、過労死等防止対策会議のそれぞれの役割と連携について、明示されています。



岐阜市職員心の健康づくり計画及び
ストレスチェック基本方針(令和2年12月改定)

効果をもたらす安全衛生委員会の工夫

岐阜市には全部で7つの安全衛生委員会があり、それぞれの事業区分のニーズに従った委員会が開催されています。それらを束ねる中央安全衛生委員会(協議会)は設置されていないのですが、市長直轄の位置づけにある行政部長が兼務する統括管理者によって全体の調整が行われ、7つの委員会が効果的に運営される仕組みとなっています。それでも7つの委員会の活動には温度差がありますが、最も活性化されているのは、消防本部及び消防署です。

消防本部及び消防署の 安全衛生委員会・安全衛生活動

平成22年に発生した、訓練中の死亡事故を契機として、「二度と事故は起こさない」との強い決意のもと、職場の安全について根本から見直しが行われました。

消防本部の安全衛生委員会も強化され、消防本部全体の委員会のほかに、消防本部と各消防署それぞれに委員会が設けられました。いずれも毎月1回必ず開催され、現場から提議される大小さまざまな課題が調査審議され、その結果を受けて、全員参加の安全衛生活動が実施されることになりました。これは事故から10年以上経過した現在も変わることなく継続されています。

また、消防本部では専属の保健師を雇用し、保健師は消防職員全員と面談することにより、ハラスメントをはじめとしたメンタルヘルス問題や体の健康づくりに関するさまざまな健康相談に応じています。さらに職員厚生課との連絡を密にし、岐阜市全体の安全衛生活動を視野に入れ、きめ細やかな健康支援を行っています。

まさに平成22年の事故後の決意が、脈々と今に受け継がれ、このような実のある安全衛生活動につながっています。



健康相談だより(令和4年9月)

▶▶ ヒアリングからの学び・今後の展望

最初に感銘を受けたことは、「職員安全衛生管理規程」の充実です。本文にその骨格を紹介しましたが、これらの内容が毎年のように改正され、今実施しなければならないことがわかりやすく網羅されています。

この度の事例集のメインであります、安全衛生管理体制でも法令以上のことがこの規程に盛り込まれ、岐阜市の安全衛生活動を特徴づけています。それぞれに紹介させていただきます。

①統括管理者の設置

労働安全衛生法では、安全衛生活動は事業場ごとに行われることとされていますので、岐阜市でもそれに則って、7つの事業区分ごとに実施されています。それぞれの事業場で課題の違いもありますので、これは意義あることと思いますが、岐阜市全体の活動を活性化させるためには、全体を束ねる機関が必要です。多くの地方公共団体では、そのための中央安全衛生委員会(協議会)が設置されていますが、岐阜市では統括管理者がその役割を担っています。統括管理者は市長直轄の行政部長が担うことになっており、行政部に属する職員厚生課がその統括管理者のサポートを行っています。職員厚生課は岐阜市全体の安全衛生活動に関わりますので、この制度はすべての事業区分の活動の調整が的確に行われるといったメリットがあり、安全衛生活動に関する意思決定も迅速に行われることを学ばせていただきました。

②職場健康推進員

法令では50人以上の事業場に安全管理者・衛生管理者を置き、10～50人未満のところには、衛生推進者・安全衛生推進者を置くことを義務付けています。しかし、10人未満の事業場にはその規定がありません。岐阜市では10人未満の事業場も含めて全事業場が一丸となった安全衛生活動を進めることを大切に、10人未満の事業場には、職場健康推進員を置くこととされています。この職場健康推進員は、当該職場の所属長が指名しますが、その役割は所属長を補佐し、健康の増進ならびに安全衛生に関する知識の普及および向上に関する業務を行うこととされています。まさに現場の第一線で安全衛生活動を担い、保健師が職場巡視の際にも、彼らからさまざまな情報提供や相談を受けることが多いとのこと。組織全体の安全衛生活動の活性化のために、このような制度は大いに参考になると考えます。

岐阜市ではメンタルヘルスに関するライン化はなされていますが、今後ますます重要性を増す「安全衛生全体のライン化」は今後の課題とのこと。ライン化のシステムをつくる際、職場健康推進員を活用することも有用と考えます。

③職域保健師

今から50年以上前の昭和47年、労働安全衛生法が制定され、安全衛生管理体制の専門スタッフとして、産業医と衛生管理者は配置基準と業務内容が明示されました。しかし、保健師は当時の行政通達で衛生管理者として機能することが求められました。そのため、岐阜市でも職員安全衛生管理規程では、保健師は衛生管理者として位置付けられています。しかしながら、衛生管理者と保健師は専門性が異なりますから、安全衛生管理規程第9条の4に定められている衛生管理者としての業務を4名の保健師と27名任命されているその他の

衛生管理者が同じように実行することは無理があります。

時代の変化とともに、産業保健の中心課題がメンタルヘルスや作業関連疾患(生活習慣病)に変化している現代にあっては、保健師は衛生管理者としてでなく、本来の専門性を発揮する看護専門職としての役割を果たすことが重要です。つまり、個人に対しては、相手を全人的に捉え、気持ちや生きがいを尊重し、生活適応への支援を行うこと、そして集団/組織に対しては、これらを包括的に捉え、作業条件ならびに職場環境の整備への支援を行うこと、さらにはチームを進める産業保健活動のコーディネートを行うことといった看護専門職としての役割が求められるようになってきています。この度のヒアリングでは、本文中にも示しましたように、保健師は他の衛生管理者と異なる活動をしています。

わが国の産業保健の動向が、「硬直した仕組みを柔軟な仕組みへ」や「産業保健の担い手の多様化」となっている現在、岐阜市では法令にはない統括管理者や職場健康推進員が職員安全衛生管理規程に条文化されています。同様に、看護専門職としての職域保健師の位置づけが条文化されると、岐阜市での保健師の活動がさらに専門性を発揮できる環境となり、メンタルヘルス不調者や作業関連疾患、さらには公務災害を予防するうえで大きな効果をもたらすと考えます。本文で紹介した、活発な安全衛生活動が行われている消防本部及び消防署では、専任の保健師が独自に雇用され、看護専門職として活動しています。その効果を見ても職域保健師の本来の役割の条文化は重要と考えます。

ただ、消防本部及び消防署が囑託している保健師にはローテーションがありませんが、職員厚生課の保健師は、5年をめぐりに地域保健への異動があると伺いました。職域で看護専門職としての役割を果たすためには、職員一人ひとりとのラポール形成とバックグラウンド情報の把握、担当する集団/組織についての深い理解が欠かせません。そのため、看護専門職としての真の力を発揮するためには、「石の上にも3年」ならず、「石の上にも10年」といわれています。それをどうするか、これも今後の課題といえましょう。

(河野 啓子、櫻井 しのぶ)



参考文献

- 1) 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会：
地方公務員健康状況等の現況 令和4年12月
- 2) 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会：
公務災害の現況 令和4年3月
- 3) 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会：
地方公共団体の安全衛生管理【第11版】